

福祉・介護職員処遇改善への取り組み状況

福祉・介護職員処遇改善加算は、低賃金とされる介護職員の賃金水準や就労環境向上のためなど介護職員の処遇改善目的として創設されている制度です。職位職責に応じた任用要件・賃金体系や研修制度が整備されている等、特定の要件を満たすことが条件となっており、当事業所では下記の取り組みを実施し、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの取得をしています。

・賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

① 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者やより専門性の高い資格を取得しようとする者に対する受講支援（受講料等の補助等）

② 労働環境・処遇の改善

- ・有休休暇の取得推進を積極的に行っている。
- ・介護ソフト活用による業務負担を行っている。
- ・定期的にミーティングを行い情報の共有を徹底している。
- ・健康診断の実施、職員の休憩室の確保を行っている。

③ その他

- ・スタッフを増員し、介護職員の業務負担を軽減している。